

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年4月24日（木）午後3時から午後5時00分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 芦澤政治（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 鈴木秀行（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 横田希代子（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 清野憲一（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 加藤直人（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 安田隆彦（東京弁護士会所属）

弁護士 近藤直子（第一東京弁護士会所属）

弁護士 牧野茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者4番及び同5番は欠席した。

4 議事概要

司会者

私は東京地裁刑事15部で裁判官をしております芦澤と申します。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。裁判員経験者の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございました。今日は残念ながら4番の方と5番の方が急用で出席できないということになりました。したがって、6名の裁判員経験者の方の御意見を伺うということになります。

裁判員裁判については常に運用の改善・見直しを考えているところでありますけれども、そのために裁判員裁判の経験者の方々の御意見が非常に重要で参考になるところであります。本日はぜひ忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。

ところで、この意見交換会は最近ではテーマを決めて行っておりまして、今日のテーマは自白事件の量刑ということになりました。今回お集まりいただいた皆さんには全員自白事件を担当していただいております。量刑について判断する上で法廷での検察官、弁護人の活動はどうだったかという点や評議の進め方がどうだったかというような点についてお話を伺わせていただくということになります。

それでは、今日参加していただいた裁判員経験者の皆様にこれから意見を言っていただく前提として、それぞれ担当された事件を紹介させていただいて、その後、裁判員裁判に参加してどのようなことを感じたか、その感想などを一人ずつお話ししていただきたいと思っております。

まず1番さんですが、事件は被告人と被害者との間の通行上のトラブルを発端として被告人が地元の先輩と共謀して被害者に暴行を加えて死亡させたという傷害致死事件で、求刑が8年で判決は懲役7年6か月だったということでしたか。

1番

はい。

司会者

それでは、率直な御感想などをお聞かせいただければと思います。

1番

最初に選ばれたときにちょっと緊張もしたし、すごく大変なことだと思っ
てちょっと抵抗感があったんですけども、実際にやってみた結果として、
いろんな知らなかったこと、裁判のこと、検察庁のこと、弁護士のこと、す
ごく勉強させていただいて、それまでと新聞とかニュースで見る裁判の見方
がちょっと変わってきて、今まで素通りしてきたものが、実はこの裏にはこ
んなことがあるんじゃないか、あんなことがあるんじゃないかみたいなこと
を考えるようになって、すばらしい経験をさせていただいたと思っています。

以上です。

司会者

そう言っていただけるとこちらも大変うれしく思います。どうもありがとうございました。次に2番さんですが、事件は外国人の被告人二人の通行人に対する強盗致傷などの事件で、求刑が被告人両名に対していずれも懲役8年で、判決はいずれも懲役6年6か月、ということでしたか。

2番

はい。

司会者

では、御感想等をお願いします。

2番

まず、外国人の犯罪ということなので通訳さんが入りまして、会話を訳してくれて聞くんですけど、つまり2回同じことが行われるので非常に長く感じました。丁寧さを保つためには必要なことなのでしょうけれども、途中一部同時通訳をされたりということもあったんですけど、できれば完全な同時通訳でやったほうが時間は短くて済んだのかなと思いました。また、今回、首謀者が未成年ということで、少年に対する判決というのが出ないままこちらのほうが先になったんですけど、いろんな方からお聞きすると少年のほうは非常に軽いと、結果的にですね。こちらのほうは6年6か月になったので、それに対するとかなり軽いということを知りまして、ちょっとその辺の矛盾を感じてしまいました。全体的に裁判を通じて、先ほど1番さんが言われたとおり、非常に裁判に対する考え方とか勉強になりました。

司会者

どうもありがとうございました。では、次に3番さんですが、1番さんと同じ事件を担当されたということですね。

3番

はい。

司会者

では、御感想などをお願いします。

3 番

私が担当した事件は少年法と大人の法律の狭間の事件で、被告人は、当時 19 歳で、そのときは少年だったんですけれども、その少年を大人の刑で扱うのか子供の刑で扱うのかということで、そのことが始終一貫したテーマになったと思います。結局 7 年 6 か月というふうに私たちは決定したんですけれども、緊張が続きましたが、体験できない経験をさせていただいたというのが率直な経験です。以上です。

司会者

付け加えますと、事件のときに少年で、裁判のときには成人だったんですね。

3 番

そうなんです。狭間なので、扱いをどこに置いていいのかというところがみんなで悩んだというのが正直なところで。

司会者

分かりました。ありがとうございました。では、次に 6 番さんですね。6 番さんの事件は少年事件で、裁判のときも少年ということになりますかね。外国人の少年の被告人で、共犯者 4 人と共謀して被害者を自動車に乗せてロープで縛ったりなどした強盗致傷事件で、求刑が懲役 4 年以上 6 年以下、判決は懲役 3 年で執行猶予 5 年ということでしたか。

6 番

はい。

司会者

それでは、裁判員を経験された御感想などをお願いします。

6 番

私が担当しました事件は、登場人物が全員中国人留学生で、実際起訴されている人数は5名だったんですけれども、前後に関わっている人間を含めると十数名になりまして、その前後関係を把握するまでに結構時間がかかって大変でした。先ほど2番の方が通訳が入ってちょっと大変だったんですというお話をされたんですが、私たちの場合ですと、その方によって違うとは思いますが、私は逆にメモを通訳の方が話してる間にとれたので、たくさんのお話をメモすることができて、そういう点では慣れてきたら大丈夫だったのかなと思います。私が担当したのは少年で、判決のときも少年で、あと数日でお誕生日を迎えると20歳という子だったので、やはりどのくらい分別があるかということも争点になりました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、7番さんですが、事件は6番さんと同じ事件ということになりますね。

7 番

はい。

司会者

では、裁判員を経験された御感想などをお願いします。

7 番

6番さんと同じ事件だったんですが、裁判員制度を体験して、ほかの皆さんがおっしゃるように、いい経験をさせていただいたなということと、あと中国人同士の事件ということで通訳の方が入ってということで時間が長くなった。でも、いろんなことを考えると、これからそういう通訳の方を介しての事件というのもいろいろいっぱい出てくるんじゃないかなと思ったときに、裁判も大変だなというのをちょっと思いました。あとは本当、テレビとか見ても、今までと違う感じで見ることができて、本当にいい経験をさせてい

ただいたなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、次に8番さんですが、事件は被告人が共犯者と共謀してパチンコ帰りの女性に対して強盗を働いて傷害を負わせたという強盗致傷事件で、求刑が懲役7年で、判決は懲役5年6か月だったということでしたか。

8番

はい。

司会者

それでは、御感想などをお願いいたします。

8番

まずは初めてだということ、裁判所自体に来るのも初めてで、裁判自体、裁判長の方と対面するのも初めてということなんですね。やはり私が担当したときには主婦の方も多くございましたので、ちょっとなかなか打ち解けない。専門用語が出てても分からない。でも、私どもの裁判長の方がとてもよくリードしてくださった。分かりやすくリードしてくださった。それによって弁護士の方、検察庁の方たちの話の内容もきめ細かく入ることができた。これが私とても良かったと思うんですね。事件自体に対しては、やはり罪を犯された方の今までのことなどは、一般的な事件はテレビ、新聞紙上いろんな報道関係でたださっと通り過ぎるだけだったんですけど、今度はこれを経験したことによって随分物の見方、考え方が変わってきたということですね。これはもう私も年齢がいつてますので、若かったらほかに生かされたのではなかろうかなと今思っております。でも、今回経験させていただいたことによりまして、私どもだけではなくもっと多くの方が体験していただければ、もっともっとすばらしくなるのではなかろうかなと、そのように感じました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、本題に入りたいと思います。量刑の考え方ということになりますが、量刑について基本的な考え方というのがありまして、要するに被告人がやった行為を中心に刑を考えるとという考え方で、行為責任とか行為責任主義という言葉を使っていますが、先ほどちょっと控室のほうで経験者の方にお話を伺ったところ、その言葉自体は別として、そういう説明は裁判の中で裁判官から聞いたというお話を伺いました。それを前提に評議でも刑を決めたんだというふうに思いますが、そうすると、そういう評議をするに当たって、法廷での検察官、弁護人の主張立証活動がどうだったかと。評議の段階で行為責任、行為の内容を中心に刑を決めるというのにうまく沿った形の法廷での検察官、弁護人の活動になっていたかどうかという点ですね。その辺のところを最初お伺いしたいと思います。

ちょっとその前に、行為責任という考え方自体は、裁判員の皆さんにとって分かる考え方だったでしょうか。ちょっと違和感があったか、あるいは考え方としてそれでいいと思われたか、その辺はいかがでしょうか。

被告人がやった行為を中心に刑を決めるという考え方なんですけれども。何かその説明を例えば裁判官なりがしていたときに、それはどういうことだろうという疑問が生じたりということはなかったでしょうか。

1 番

私の場合は、もっともだなと思ったのと、それに対して情状酌量がどうだろうというの二の次というわけではないですが、判断する材料としては、あくまでも事実とその量刑と、そこを基準でいいのかなと、と思いました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。そんな考え方でいいんだろうかというふうな思いを持たれた方はいらっしゃいませんか。

6 番

裁判が開かれている途中にも何度か休憩のたびに、やったことの実事確認をというお話が裁判長からたびたびありましたので、最終的に評議に入るときにそういうお話が出てても特に違和感は感じなかったと思います。

2 番

事件が起こるには原因があるわけで、なぜそれが起きたかと考えるといろんな考え方があるんですが、結果的には誰が何をしたというのが最終的に残るので、その言葉は正しいとは思いますが、今回ちょっと首謀者が未成年で、実際に行動したのが成年であったということで、その間の心情的なものですとか本当に複雑な流れがあったので、そこをもうちょっと時間をかけてもよかったのかなというのは残っております。

司会者

考えるときに基本はまずやったことを考えてということ、それはよろしいんでしょうかね。それ以外にももちろん検討するということですね。どうもありがとうございました。

それを前提にして、法廷の審理の中では最初に冒頭陳述といって検察官と弁護人がそれぞれ主張をしたと思います。その後、証拠調べに入って、証拠書類を調べたり、証人尋問、被告人質問などがあったと思いますけれども、そういうやりとりをご覧になっていて、被告人が何をやったのか、共犯者がいる事件だと被告人の役割は何だったのかとか、そういうところがポイントになるかと思うんですが、それが分かるような形になっていたかどうかという点はいかがでしょうか。

7 番

中国人の方が何人も出てきて、最終的には被告人とあと 4 人の方が対象で、被害者に対して事起こしたということだったんですけれども、いろんな形で証言内容を説明してくださったので、それはよく分かりましたし、被告人

自体も、先ほどおっしゃった自白事件の量刑ということで、最初からもう全て認めて、本人は留学して日本で勉強したいという思いで来たのに、何となく事件に巻き込まれてしまったというようなことを最初は言ったんですけれども。でも、よく聞くとやっぱり自分から加担した部分があると。やっぱり、行為責任主義とおっしゃいましたけど、その事実をきちんと捉えないと、一方的に話を聞くだけじゃだめだなというのはすごく思いましたので、検察の人が冒頭陳述を述べたことに関していろんな資料を見せてくださったことは、すごくよく分かったなと思いました。

司会者

ありがとうございました。1番さんと3番さんの事件は、目撃者が何人も証人になっていたと思うんです。見ている人がそこでこんなことがありましたみたいなことを話したと思うんですが、証人が何人も出てきてその事件のことについて話をするというので、分かりやすかったか、あるいは混乱はなかったかという点をちょっとお伺いしたいんですが。

3番

目撃者が4人出てきたと思うんですね。それでまず頭の中を整理するので一苦勞でした。時系列を追って整理しないといけないんですけれども、横やりが入ってくるんですね。冷静に頭を冷やさないと本当にこう、何でしょう、検察官からの質問とか弁護士からの質問がぐちゃぐちゃに出てくるので、何か事前に目撃者が何人出てきますとか、こういう質問が予想されるかもしれませんとか、審理に入る前に、研修みたいな、専門用語だとかそういうようなことがもうちょっと頭に入っていたならば、速やかに整理できたのではないかなと。余りにも専門用語の羅列が多かったのです。それで、何でしょうかね、言葉に追いついていくのに必死という感じでしたね。検察官と弁護士からの質問が、多分法律的な専門用語だったと思うんですけれども。目撃者は目撃したことを単に事実として述べるんですけれども、質問が専門用語がか

なりあったと思ったので、もうちょっとかみ砕いてあればよかったかなというふうに思いますね。

司会者

証人は普通の言葉でしゃべっているんですね。

3番

はい。

司会者

聞き方が何か専門的というのは、難しい聞き方をするんですか。

3番

そうなんです。難しいような聞き方をするので、ちょっと一、二秒たって、あっ、なるほど、こういう意味だったのか、こういう感じなのかというような形なので、もうちょっと簡単な言葉、もうちょっとかみ砕いたものでもよかったのかなとも思いました。

司会者

聞き方が堅苦しいというか難しい言葉を使った聞き方をしているという感じですか。

3番

難しいというか。専門性に基づかないといけない聞き方だったと思うんですけれども。そういうようなこともちらっとは感じました。

司会者

最初に検察官が冒頭陳述でこの事件をこういう形で立証しますみたいなのを紙に書いて、その紙を裁判員の方に配っているんじゃないかと思うんです。そこに、この部分ほどの証人が話しますとか書いてなかったですか。

3番

書いてました。でも読む時間が限られているので。その日の朝にもらって、数十分後に法廷に行く。で、帰ってきて話をしてということだったので、事

前にまとめる時間が欲しかったです。目撃者の多さというのもあったので。

司会者

ありがとうございました。1番さんはいかがでしょう。

1番

そうですね。今お話があったように、最初はそんなに大変じゃないかなと。最初のいただいた資料を見た感じでは時系列が追ってあったので。でも、実際にその目撃者の方だとか検察官や弁護士たちがやりとりしている中で、話がやっぱり二転三転していくので。そういうこともあって難しい言葉も出てきたのかもしれないんですけど。あれ、どうなっちゃうのかな、今までこういうふうに思ってたのが、次の段階では逆の方向へ行ってしまうたりとか、そういうのがあって、本当に頭の中がくるくるする状態が今おっしゃったように最初の何日かは続いて、最後の判決の日まで、びっくりするようなことばかりが連続してあったので、裁判って何なのかなって。実際にテレビとかドラマで見ている以上に衝撃というか驚かされるというか。今までになかった証拠が出てきたり証人が出てきたりというのがあったので、びっくりしたというのがありました。

司会者

証人が最初検察官から聞かれたときにはこう答えたんだけど、弁護士から聞かれたらこう答えた。そこで変わってきたとかそういうことがあったんですかね。

1番

多分聞いている内容が違うことで、こっちから聞くとこういうふうになるしと。検察官のそのときの説明では、最初に何か図を持って、ここに誰が倒れていたとかバツェンとかいろいろ付いた図を出してくれたんですけど、証人がしゃべるときにそれをまた追従するように検察官が印を同じようにつけていくんですけど、その記号がAとBと違っていたり、B'とか出てきてしま

ったり。

司会者

証人ごとに違うと。

1 番

同じ目撃者が答えたときに印をつけていくと、提示された図と違う記号になっていたり、何かAとBがひっくり返っちゃったりとか。そういうところで余計ちょっと混乱したというか。

3 番

資料を統一してほしいなというのがありましたね。

1 番

証言によって作る資料と前もって作った資料で同じものでないとちょっと理解しづらい。AとBがひっくり返っていると、あれ、こっちの人が、こっちの人がというふうに、すごく分かりにくかったですね。

司会者

分かりました。ありがとうございました。あと、被告人2名の裁判ですね。2番さんが被告人2名の裁判だったんですね。被告人2名ですとそれぞれに刑を考えなきゃいけないと思うんですね。それに当たって、それぞれの被告人がどういうことをやってどういう役割だったかみたいな、そこは分かりやすいような法廷での審理になっていましたでしょうか。

2 番

はい、なりました。

司会者

それは最初の段階から、検察官が冒頭陳述をして書面を配ったと思いますが、そこからずっと頭に入ってくるような感じになっていたでしょうか。

2 番

はい。非常に分かりやすい説明が事前がありましたので。

司会者

共犯者多数の事件，先ほどもちょっと話が出た関係ですけれども，6番さん，共犯者がかなり多いんですよね，その事件は。

6番

はい。

司会者

それで，誰がどういうことをやったということがはっきりと法廷の審理で分かったかどうかという点はいかがでしょう。

6番

初日に検察側の冒頭陳述のときにいただいた資料が，人間関係図と，あと写真入りの今回起訴されている5名の資料がありまして，初日に被害者の証言があったんですけれども，そういうお話，あと被告人の証言などを聞きながら書き込んでいくことによって，複雑な人間関係なんですけれども，全然迷ったりすることもなく，とても分かりやすくてよかったです。先ほど写真の符号が分かりづらかったとおっしゃった方がいらしたんですが，私たちのときはそういうことがなく，登場人物が多いんですけれども，その他の方たちが例えばAさんからDさんまでいたとすると，刃物を出している人が1番，2番だったりする，すごく分かりやすい使い方をされていたので，写真はたくさん出てきたんですけれども，見るたびにとても分かりやすかったです。

司会者

7番さんも同じような感じでしょうか。

7番

そうですね。説明はすごく分かりやすかったですし，もともと自白している事件なので，写真とかに基づいて順に追っていくという形だったので，すごく分かりやすかったですね。本人が自白していることもあるし，被害者も量刑を軽くということを書いてたので，その部分についてはすごく事件とい

うか事が進んでいくのはよかったんですけども、やっぱり一つのことに関して事実を追っていくと、いろんな人が絡んできて、いろんなところが出てきて、何となく、事実は事実として捉えなきゃいけないんですけども、全体として見ると一番かわいそうな役割をしちゃったのかなという部分もあったりして、一つの事件として捉えたらこの人は被告人だけど、もう一つの被害者のほうから見たらこの人は被害者になるんじゃないかなという部分とかがあって、何か関連図を最初に頂かなかっただら全然わけが分からなくなったと思うんですけども、全部の方の顔写真が載ってたので、ああ、こういう関連図になるのねと自分で書きながら、事件はすごく淡々と追っていくことができたので、すごく説明の仕方がよかったんだと思います。

司会者

ありがとうございました。8番さんは共犯者がいる事件だったんですが、共犯者の役割と被告人自身の役割がどういうふうに違うかとか、その辺のところは法廷での検察官、弁護人の立証で分かるような感じになっていたでしょうか。

8番

そうですね。弁護士さんもまた検察官の方もおっしゃることは大体よく分かりましたね。確かに専門用語も何点か出てまいりました。でも、やはりそれが終わって控室に帰ったときに、裁判官の方に質問ができる、その質問をすぐ返してくれるということが気軽にできたというところで、そういう点はよかったですね。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に、法廷でそういう証拠調べが終わった後に、検察官が論告、それから弁護人が弁論、最後に被告人の最終陳述がありますけれども、その論告、弁論についてちょっとお話を伺いたいと思います。

論告，弁論をするときにその内容をモニターに映したりとか，あるいは終わった後に紙を配ったりということを大体されていると思うんですが，それが全くなかったというのはなかったですか。今回皆さんが御経験された事件は全て最終的には紙が配られたんですかね。

紙を配る前に説明をしてから紙が配られたのと，それから先に紙が渡されていて紙を見ながら説明を聞くというのと，両方を経験された方はいらっしゃいますか。要するに，例えば検察官は先に紙を配ったけれど，弁護人はまず話を聞いてくださいと言って後から紙を出してきたとか，そういう両方を経験された方はいらっしゃいますか。皆さん大体先に紙が配られてそれを手元で見ながら話を聞くという感じだったですか。

それで特に話を聞いて理解しにくいところとかはなかったでしょうか。まず論告の関係で聞きたいと思うんですが，検察官の論告を聞いていてちょっと分かりにくかったなというようなところがなかったでしょうか。

1 番

検察官の論告のときは，今までの流れをそのまま言われてたかなと思いました。なので特に疑問とか分からない点はありませんでした。

司会者

3 番さんは審理の途中ではずっと分かりにくかったということをおっしゃいましたけど，最後，論告のところではどうだったですか。

3 番

検察官の方がポイントをまとめて，よくまとめていただいて，とても論告に関しては分かりやすかったです。

司会者

そのときには頭の中の整理もついてたということなのか，あるいはその論告が整理をしてくれるような形だったのか，そこら辺はいかがですか。

3 番

両方だと思います。

司会者

2番さんはいかがですか。

2番

理路整然として非常に分かりやすく話をさせていただきました。

司会者

そうしますと、その後に弁護人の弁論があったと思うんですが、弁護人の弁論について分かりやすかったかどうかちょっとお伺いしたいと思います。まず1番さんはいかがですか。

1番

私たちの事件のときは、いろんなことがあったので、すごく弁護人もつらかったんじゃないかなと思うような内容でしたので、こういう言い方しかできないのかなというような弁論でした。逆に、弁護人がかわいそうかなと。

司会者

いろんなことというのは、被告人がやったことがかなり。

1番

弁護人が一生懸命弁護をするわけですね、法廷で。やったことは認めるけど、情状酌量をこういうところで認めてください、この子もまだ将来があるからということで弁護をしていくんですけれども、そういうことをことごとく被告人のほうで崩していくというか、そういう思いがけない事実がいつぱい出てきたり、本人の口からそういう言葉が出てしまったり、自分の弁護をしてる弁護人を信じないとか、嘘をついてるとかそういう言葉がどんどん出てくるので、ちょっとどういうふうに弁論をされるのかなと思いましたけれども、とにかくそういうこと自体が幼いんで許してくださいみたいな弁論だったので、弁論は弁論としてすばらしいなとは思いました。

司会者

3番さんも同じですか。

3番

被告人が明らかに弁護人を信頼してないなというのが見え隠れして、分かったのです。でも、弁護する方はそれを乗り越えて、やはりプロフェッショナルというか、きちんと弁護してらっしゃいました。という感じは受けました。なので、こういう言い方が適切かどうか知らないんですけども、かばってらっしゃったという感じですよ。

司会者

先ほど行為責任というお話をしましたけれども、やった行為を中心に検察官も論告で主張して、弁護人も弁論でそれに対して主張するということになると思いますが、そういう観点でもきちっと議論がかみ合ってたかどうかというのはいかがでしょう。1番さん、3番さんのほうは、そこはかみ合っていたということが言えますか。

3番

かみ合っていたといたします。

司会者

要するに、刑を決める上で一番大事なのが、その犯罪事実、どういうことを被告人がやったかということだとすると、検察官のほうはその犯罪事実を中心にどういうところがどう悪いと主張したら、それに対して弁護人のほうがそうは言ってもその犯罪事実はこうだと犯罪事実の別の面を指摘したりとか、そういうふうなやりとりはかみ合う感じになっていたかどうか。

3番

はい、それは終始ぶれない指針としてありました。

司会者

2番さんはいかがですか。

2番

弁護側からは被告人の病気のお母さんまで来て証言をしたり、それから生まれたばかりの子供を抱えている恋人、子供を預けながらも訴えに来たというような言葉がありまして、私個人的にはかなり動かされました。行為責任ということで最終的には重い刑になったんですが。

司会者

6番さんはいかがですかね。論告と弁論でちゃんと行為責任、被告人がやったことをめぐって検察官と弁護人が意見をかみ合わせて、そこをめぐっての議論がなされてるという感じだったかどうか。

6番

正直言いまして、最後の弁護人の方のお話については、ちょっとポジティブに考え過ぎで、そういうすごくいい見方もあるのかなという意外性があつたんですけれども。ただ、事実については、ずっと裁判の間に事実確認が私たちの中でできていたので、そんないい考え方はちょっとやり過ぎじゃないかとかというのは、正直言って後で出てきたりもしたんですけど。でも、とりあえず弁護士なのでそういう見方をするのかなというふうに捉えました。

司会者

7番さんはいかがですか。

7番

事件的には本当に本人が認めているし、弁護人もそれは認めて、なおかつやっぱり自分のした行為に対して責任をとらなきゃいけないけれども、本人の病気のお母さんを直接連れて来れないので、中国に行ってなのかな、ビデオを撮ってきて、私の息子を早く返してほしいと訴える部分とかあつたんですけれども、やっぱりもうやってしまったことを本人が認めてるし、裁判員とかの心情に訴える部分ではあつたんですけれども、でもやったことはもう崩せないで、これから先、もう少しで20歳なので、その先の未来も考えて少し量刑というかを考えてほしいということはおっしゃってました。ただ、

弁護人も検事側も、やった行為というか、その事実に関してはすごく真摯に向き合っていたので、それはそれでもいいのかなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。8番さんはいかがでしょうか。論告と弁論で、被告人のやった行為をめぐって検察官と弁護人が意見を戦わせる形になっていたかどうかという点ですが。

8番

そうですね。私のときは、もう前があった方でしたので、何かすごく場慣れをしてるように感じましたね。ただ、弁護士さんがちょっと若かったんですけど、一生懸命頑張ってる姿と、あと検察官も女性の方だったんですけど、一生懸命やっていたらしゃるのを目の前にいたしまして、かえってよかったと思いました。ただ、被告人の方に対しては、ふざけるな、甘えるなという言葉が本当ここまで出かかりましたね。以上です。

司会者

弁護人の弁論の中に量刑データの棒グラフが入っていたのもあったと思うんですね。皆さんの中では2番さんと8番さんですかね。2番さんの事件で弁護人の弁論の中に量刑のグラフみたいなものが出てたかと思うんですが、それは弁論として説得力があったかどうかというのはいかがでしょうか。

2番

余りなかったです。

司会者

どういう点で説得力がなかったのでしょうか。

2番

それは法廷ではなくて打合せのときに既に見ていたもので。このような刑だと大体こんな過去の類型というのを見せていただいていたので。

司会者

先に知ってたということですね。

2番

はい。

司会者

論告、弁論の日よりも前の審理の途中で、それを見ていたと、こういうことですかね。

2番

はい。

司会者

8番さんも量刑のグラフが出てましたけど、それはいかがだったでしょうか。

8番

ええ、そうですね。控室に帰った時点で裁判長とのいろいろな話の中で、過去の例を本当に分かりやすく、こういうことでこういう統計になってますよという、分かりやすくやっていただいたので、私たちもそれを参考にさせていただきました。何もないと、統計だけ、グラフだけ見てもちょっと分かりにくいですよ。

司会者

弁護人の主張の中に最初からグラフが入ってたというので、そこが分かりやすいということがあったということでしょうかね。

8番

はい。

司会者

それでは、次に検察官の求刑です。求刑についてどのようなものと理解をされたかということです。あるいは裁判官から説明があったかもしれませんが、それも踏まえてということでも結構ですが。1番さんはいかがです

か。求刑とはどういうものだというふうに理解されましたか。

1 番

何年とかそういうことですよね。正直言って、それを最初に聞いたときはちょっとびっくりしたというか、僕らの場合はグラフとかそういうのはその時点では提示されていませんので、通常どのぐらいの刑だというのは分かりません。ちょっと聞いたときには余りにも低過ぎるなというのが正直な思いで、部屋に帰ってから裁判長からいろいろ今のグラフですとか量刑の前例を見ると、妥当なことなのかなというのは後から思いましたけど、聞いた時点では逆にびっくりしました。

司会者

求刑がどういう根拠に基づいてそういうふうになっているかという説明みたいなものは検察官がその求刑のときに言ったか、あるいは裁判官が話をしたか、どちらでもいいんですけど、何かそういう説明はありましたか。

1 番

検察官はグラフとかそういうのに基づかないで、こうこうこういう理由でこのぐらいの刑にしますという言い方でしたけれども、それで帰ってから裁判長から、あるいは裁判官から今までの判例とかそういうのから見ると、この辺が妥当なところかもしれない話もされました。ただ、そこに必ずしもこだわる必要はないみたいな話もされました。

司会者

3 番さんも同じですかね。

3 番

同じですね。求刑は評議室で裁判長が口頭でグラフを手で描いて説明していただきました。それで、根拠については考える余地がないというか、こういうものなんだなというような感じですよ。今初めて根拠についてどうでしたかと、それを伺ったときに、あっ、根拠かと今思ったぐらいで、こうい

うものだからこういうふうな年数にこれを基準で従わなければいけないのかなというふうに、提示されたままにすうっと入っていった感じですね。そこで何で20年なんですか、何で5年なんですかというような疑問は浮かびませんでしたね。

司会者

検察官は最後の論告の中でいろいろ悪い事情と良い事情も並べて、こういう事情だとこういう刑が相当と考えると、これだけを言ったという感じなんですかね。

3番

そうですね。

司会者

2番さんはいかがですか。どういう計算に基づいてるとかですね、どういう考えに基づいて検察官がこういう求刑をしたというような、そういうものは何か説明が。

2番

罪状に基づいて加算された年数ですから、それは説得力がありました。

司会者

6番さんはいかがでしょう。求刑というのはどういうものだと考えられましたか。

6番

初日の弁護側の冒頭陳述のときから、少年なので執行猶予になるかそれとも実刑になるかという話が出てきていましたので、裁判中もそういうことについて折々休憩室でお話もありましたし、最終的に論告のときにも、そのことについていろいろ詳しくそれぞれから説明があり、お話があったものですから、私たちのほうでは特にそれについて困ることはなかったですね。

司会者

審理の最初の段階から、その事件で問題になるのは実刑か猶予かということだというふうな構造になっていたと。

6 番

弁護側の冒頭陳述のお話で国に帰してあげたいという言葉があって、それに関して部屋に戻ってきたときに裁判官から、あの言葉についてなんですけど、こうこうこういう意味で、実はこうこうこうなんですよというお話があったので、裁判中も、これから先はそういう展開になっていくんだなということが分かってましたので、最終的にはそんなに困らなかったですね。実際評議しているときにもたくさん事例を見せていただいて、そのまま受け取ったとかそういうことは一切なく、あとは示談が成立しているとか、金額についてとか、そういうことについても裁判官からも裁判長からもそれぞれ詳しくお話があったので、納得のいく、別に疑問とかそういうことはなかったです。

司会者

7 番さんはいかがですか。

7 番

6 番さんと全く同じなんですけれども、最終的に、最初から弁護士さんのほうから執行猶予ということもあったんですけども、少年法というのが本当に全く初めてこういうものなんだなというのが分かって、少年法の中では今一番重いという形で懲役とかというのが出てきて。やっぱり、でも少年法で本当にいいのかなと。もう20歳を目の前にして成年のほうでやったほうがいいのかなという部分もあって、やっぱり実刑にするのか執行猶予にするのかという部分は、最終的には執行猶予という形にはなったんですけども、そこに行くまではすごくみんなで話合いができたので、すごくいいというか、本人にとってはもう本当に早く中国に帰ってお父さんとお母さんのもとでということはずっと言ってますけれども、でもやっぱりこういう悪いことをし

たらこういうことになるんだよということを分かったということでは、すごくよかったんじゃないかなと思いました。

検察官の懲役のほうは、少年法とかに関してきちんと携わってやってたので、それはそれですごく妥当というか、あとは評議して決めることなので、検察のほうから出す分に関してはこれが妥当なんだろうなと思いました。

司会者

その段階でもやはり実刑なのか猶予なのかというのが頭にあって、検察官は実刑の求刑をしたなど、弁護人は執行猶予の意見を述べたなど、こういう形で終わったわけですね。

7番

そうです。何か最初からとにかく自白して早く刑を決めてほしいというのが被告人の態度だったので、それに関しては全部淡々と進んだというのがありますし、それに検察官と弁護人もきちんと被告人側の刑と検察官側の懲役ということでは、きちんとした刑を出されていたなというのは思いました。

司会者

8番さんはいかがでしょう。検察官の求刑というのがどういう根拠で出てきたものというような理解をされたかどうかなんです。

8番

先ほども申しましたように今回2度目なんですよね。2度目で被告人の方は一生懸命弁護していらっしゃるんですけど、御当人ももう慣れちゃってるような感じで、被告人の発言のときにそういうふうを受け取れる発言なんです。だから果たして、被告人はやはり刑期を短くと言う、でも検察官はこうだと言う、そこで私どもすごく迷いましたよね。初めてのことで。でも、被告人の方たちを見て、やはりこうだなど。被告人はこれに懲りて二度と、三度目がないようにと願いながら私は審理を終えました。

司会者

この事件は検察官から懲役7年という数字が出ましたけれども、検察官はどんなことを考えて7年にしたかなというようなことはどう考えられましたか。

8番

私も塀の中のことは分かりませんが、収監されているときにどのように更生していくのかなというのが、ちょっとそれを感じたんですね。果たしてこの方が更生できるのだろうかというのをすごく感じました。それは多分、検察官もそういう意味合いも含めて弁護人との差が出てきたのじゃないかなと感じました。

司会者

それでは、ここで法廷での審理について全体を通して、検察官と弁護人の活動でこういう点が足りなかったんじゃないかと、あるいは逆にこういうような活動があったんだけど、これは意味が余りなかったんじゃないかとか、どちらの方向でもいいんですけれども、全体を通じてこういうところが足りなかったあるいは意味がなかったというような点があったかどうかということについて伺いたいと思います。まず1番さんはいかがですか。

1番

足りないとかそういうところはちょっと僕には分からないんですけれども、後から、いろんな事実が出てきたときに、当初資料でも討議の中でも出てなかったことが、検察官のほうから実はこの被告人は収監中に仲間が来て塀の外で打ち上げ花火をやって誕生日を祝ってもらったとか、そういう事実を検察官が後から、判決の日だったか論告求刑のときだったかちょっと忘れちゃったけど、最後の最後になってそういう事実もあったのかと。あったらもうちょっとそれも証拠に、証拠と言えるのかどうか分かりませんが、最初からそのことも入っててもよかった。検察官は多分必要ないと思って抜かしたんでしょうけど、そういうのがあると随分判断材料としては違ってくるの

かなど。そういう被告人に対しての事実があったということが。

司会者

それは論告の中で検察官がそういうことを話したということなんですか。

1 番

最後に、判決のときだったかな。判決の前にもう一回被告人の質問をして。

司会者

一度審理が終わって、それから判決をする前に再開といってもう一回開いたわけですね、判決前に。それで被告人に話をさせたと。

1 番

再度質問をして、実はこういう事実もありましたよねみたいなことを検察官が言われたので、そういうことがあったんだと。

司会者

それはもっと早い段階で、そういうのがあるんだったら出しといたほうがいいんじゃないかと。

1 番

なくても判断に変化はなかったかもしれませんが。

司会者

横田副部長，どうぞ。

横田副部長

それは判決の直前に判明した事実なんです。

司会者

検察官のほうも判決の直前にそれが分かったと。それで弁論再開してそれを被告人質問で出したということですね。

横田副部長

裁判長のほうからそういうお求めがあったので。

司会者

そうですか。同じ事件で3番さんはいかがですか。

3番

そうですね。全く本当に判決の直前も直前だったので、どんでん返しが行われて。でも、それで判決がどうこうというわけではないんですが、そうなるだろうなということだったんですけれども、その新事実が出てきて一旦中断して、引っ込んでみんなでもた話し合っって、評議室に戻って休憩をとり、また出てきたというのが。こういうこともありますと裁判長もおっしゃってたんだけれども、急な流れだったのでびっくりしたというのが感想です。

司会者

分かりました。今伺ったところだと、検察官も知らなかったことだったということで、それを先にやるというのは無理だったという部分があったんでしょうね。

2番さんはいかがでしょう。検察官・弁護人の立証とか主張とかで、後で刑を決めるときにこういうところもやってくれていればよかったなということはありましたでしょうか。

2番

犯行の内容がですね、かなり移動して、共謀してそこから出発して第1の事件があって第2の事件があってというふうなことがあって、地番とかそういうのは書いてあるんですけど、絵としてなかったの、そういうのがあると分かりやすかったかなと思います。また、何でそうやって動いたかというのも後で分かってきたんですが。昔の恋人がいたからそこへお金を返しに行ったとかですね。そんなのが目で分かるような資料があればよかったかなと思いました。

司会者

何か地図みたいなものが証拠で出てこなかったんですか。

2番

そうですね。今回の事件では、被害者の方が出られて今後の生活に非常に不安を残したというふうに言われたのが一番インパクトがありましたけどね。

司会者

それでは、6番さんはいかがですか。全体を通して、審理の中でこういう点をちゃんと法廷で出しておいてくれれば後で刑を決めるときに参考になったのというようなことは何かありましたでしょうか。

6番

特にそういうことは余りなかったんですが、例えば弁護人側の質問に対して証人がそれに対して返事をした場合に、明確な答えがないということが聞いている全員が分かったような内容であるにもかかわらず、「あっ、分かりました、結構です。」というようなことがあったりとか。後から部屋に戻って裁判官に聞いてみたんですけども、たまにそういうことはありますというお話で。それとか、あとはお昼休みが終わって検察側の証人に対する質問が一つ二つあった後に弁護人側に移るときに、ここでちょっと打合せをしたいので休憩させてくださいと言って、昼休み後再開して30分もたっていないんですけど、じゃあ今まで何やってたのかな、という話はちょっと私たちのほうでも出ましたので、ちょっとそういうことはないほうがよかったかなと思いましたが、それほど問題にするほど大きなことではなかったもので、そのぐらいだったと思います。

司会者

分かりました。7番さんはいかがでしょう。

7番

私も全く6番さんと同じで、検察側と弁護側はきちんとやってたとは思いますが。ただ、途中でえっという場面とかもありましたし。ただ、弁護人さんが若い方だったので、それは横にベテランさんがついて、弁護人さん同士の話し合いができてなかったのかなというのはちょっとありましたけれど

も。でも、そのほかは別にスムーズに、写真とかもきちんと出していただいたので、すごく分かりやすかったと思います。

司会者

8番さんはいかがでしょう。後で振り返ってみて、こういうところをもっと法廷で検察官，弁護人が出しておいてくれたらよかったと思った点はありませんでしたでしょうか。

8番

特別ないです。

司会者

それでは，法廷での検察官，弁護人の主張，立証関係は一応この程度にしたいと思いますので。この段階で検察官，弁護士のみなさんから何か質問がありましたら質問していただきますが，まず検察官はいかがですか。

横田副部長

特に結構です。

司会者

安田先生はいかがですか。

安田弁護士

特にございません。

司会者

ほかの方はいかがですか。よろしいですか。では，次の話題事項に入りたいと思います。次は評議が始まってからの話です。法廷での審理が終わって評議に入ってからということになりますが，刑を決めるに当たっての基本的な考え方の説明みたいなもの，これは評議の最初のほうの段階で裁判官からありましたでしょうか。

裁判員経験者一同

(うなずく)

司会者

皆さん今うなずいていらっしゃるので、同じですかね。

さっきから話に出てますが、量刑のデータのグラフをご覧になった時期なんですが、評議より前に、要するに法廷でまだ審理が続いてる間に休憩時間などにご覧になったという方はいらっしゃいますか。

2番

こんなグラフがあります、とさらっと。後からまた詳しくいろんなパターンで御説明いただきました。

司会者

そうすると、評議が始まる前は具体的に細かく内容まで見ていったわけじゃなくて、こんなようなものがありますよという紹介ですか。

2番

はい。データとして後で参考にということで。

司会者

そうしますと、皆さん大体本格的に見たのは評議が始まってからということになると思うんですが、評議の早い段階で量刑データをご覧になったか、あるいはかなり議論して最後のほうにそのデータを見たかというあたりなんですが、1番さん、3番さんはいかがですか。

1番

最初のほうですね。要するに、求刑の後に裁判長のほうで、こういうデータをこういうふう当てると、というお話があったかなという記憶ですけど。

司会者

そうすると本当に早い段階ですね。2番さんも最初にちょっとさらっと見たということですが、評議が始まってから本格的に見た時期というのは。

2番

同じだと思います。

司会者

同じですか。やはり評議の最初の頃ということになりますかね。

2 番

はい。

司会者

6 番さん， 7 番さんはどうですか。

6 番

事実確認がある程度終わって，一度データを見て，また評議した後，また更に深くデータを見てもらったと思うんですけども。

司会者

最初事実確認をしてちゃんと認定できるかということですね。犯罪事実が認定できるかどうかをみんなで考えて，確定させてからデータを見て，また更に話がその後進んでいってから，改めて見たりと，こういうことですかね。8 番さんもそういうような方法ですかね。

8 番

(うなずく)

司会者

データを見るときに検索条件というのがあったと思うんですが，その事件と同じような検索条件を入れていくというような形でされたと。幾つかの検索条件を変えてみたりということをされましたか。

裁判員経験者一同

(うなずく)

司会者

皆さんそれはやっているようですね。いろいろ検索条件を変えていって見て，そうするとどうなるかというのを見たということによろしいですかね。

裁判員経験者一同

(うなずく)

司会者

何かそれだけでは物足りないと、もっといろいろこういうのもそこでもうちょっと見たかったなみたいなものはありませんでしたか。あるいは、裁判員の方から希望すればそれは全部そのとおりに検索をかけて見せてもらったということだったか。どちらでしょうか。希望したものは大体全部見たという感じですかね。

裁判員経験者一同

(うなずく)

司会者

皆さんうなずいておられるので、そういうことだというふうに理解します。

その量刑のデータがどのように参考になったかということなんですが、御自身の意見がとかあるいは人の意見がということではなくて、それが結局最終的に結論を決めるに当たって大体どのぐらいの幅のところに入ってるかというような感じで参考にしたかどうかということですね。それをちょっと伺いたいのですが。1番さん。

1番

グラフについてですか。私たちの事件は8年という求刑だったんですけれども、そのグラフ上は8年がマックスと聞いていました。心情的にはそれこそ20年ぐらいでもいいんじゃないかという感覚だったので、人一人亡くなってるので。ただ、そのグラフに対してどうのこうのという意識は逆にないというか、もうこれがマックスで、しょうがないんだみたいな形でしたね、気持ち的には。

司会者

グラフについては裁判官からこれは拘束されるものではありませんと、参考にするものですかみたいな、そういう説明はありましたか。

1 番

ありました。だからこれにとられることはありませんという一言は付いていました。

1 番, 2 番, 3 番

(うなずく)

司会者

1 番さん, 2 番さん, 3 番さん皆さんうなずかれています, 6 番さん, 7 番さん, 8 番さんもそうですかね。これに拘束されるわけではないですと, 参考にするものですと, こういう説明がありましたかね。

6 番, 7 番, 8 番

(うなずく)

司会者

単なる参考だったら, 例えば上限を超えたっていいじゃないかとは思わないんですかね。1 番さんはいかがですか。

1 番

そうですね。確かにそう言われたらそういうふうに思いたい部分もあるんですけども, やっぱり今までのずっと事例とかそういうものから多分そう出しているし。そこを超えてまでというのはちょっと厳しいかな, したい気持ちはあっても, 実際ちょっと無理かなという気持ちでしたね。

司会者

ほかの方は。3 番さんはいかがですか。

3 番

そうですね。8 年というふうにデータで出てきたときは, 正直少ないなと, 人が亡くなっているのに少ないなと思ったのは事実なんです, 専門的でもなく訓練を受けていない私たちが, どういう根拠であなたは 8 年以上にするんですかと逆に聞かれた場合困ってしまうので, やはり被告人の人生を左右

する量刑は専門家の人たちがやはりよく御存じのことなので、それが妥当と言われればそうなのかなと思って。逆に私たちが重いからと言って、じゃあ15年にしてくださいと言ったとして、あなたたちはどういう理由で15年なんですかと逆に言われると、何の根拠もないんですよ。ただ心情的にそれは短いからですとしか言えなくて。やはりそういうところで、人が死んだから何年、けがしたら何年というようなことは全く分からないので、そこら辺は本当に素人なので、刑がどういうふうに運ばれていくという過程も知らないで、そこら辺はもうデータでマックスというふうに映像で見たら、ああマックスなんだなというふうに思わざるを得ないということなんじゃないか。

司会者

あのグラフは専門的に考え出したというものではなくて、これまでの統計ですよ。ほとんどは裁判員裁判の事件になってますけれども、その統計を示したものがこれですという、そういう説明は皆さん受けてますか。

裁判員経験者一同

(うなづく)

司会者

そうすると、何かこれが専門のものではなくて、要するにこれまでこういうような事件でこういう量刑だったんだなというようなところをそこで把握されたということだと思えるんですけど、そういうのがあると、それをどういうふうに参考にするかということで、今3番さんがおっしゃったのも一つかもしれませんけど、2番さんはどういう感じで受け止められましたか。

2番

このグラフというのはすごく重みがあると思います。裁判官の方々はプロで、日常そういう仕事をされてる方ですよ。数字を決めるという作業をされてるので。私たちは全く素人なので、4にしたらいいのか6にしたらいい

のかというのはすごく判断に迷うところなので。そこでやはりああいうグラフがあると吸いついちゃいますよね。ああ助かったと、これを目安に判断すればいいんじゃないかというので。今までの裁判の中身とかそういう思い描いていたものと、そのグラフを見つめちゃいますと、ちょっと乖離があるという感じはしました。ただ、決めなきゃいけないことで、時間もないし、そのためには貴重なデータなのかなというのは思いましたけれども。

司会者

6番さんはいかがですか。あのグラフよりも実刑か猶予かというところをまず議論したんですかね。

6番

そうですね。例えば同じ事例で日本人の少年が同じような犯罪を行った場合、あくまでも日本国内だと執行猶予なんですけれども、今回の中国人の留学生は帰国すると中国に帰って自由になってしまうというのが一つ争点だったんですが、かといって同じぐらいの罪なのに中国人だから重くするべきなのかどうか。又は、和解して示談が成立している、示談金が幾らだったかと、あと被害者が被告人に対して刑を軽くしてほしいと思っているかどうかという、そういうデータまで全部見に行くと、そこまで話が出たので、やっぱりあのデータがとても分かりやすかったですね。

司会者

7番さんはいかがですか。

7番

データを見せていただいたのは判断基準になってすごくよかったと思いますけれども。でもやっぱり、本当に私たちの担当させていただいた事件というのは自白があって、被害者の方も量刑は本当に少なくしてほしいということと、あと中国から出てきて1年足らずの間に起こした、半年ぐらいで起こした事件だったので、よく分からないままに引っ張り込まれた、自分でも入

っていったんだとは思いますが、そういう事件だったので。少年法ということもそのとき初めて知りましたし、少年法ではどんなふうにかれるのかということと、それが日本で起こった事件だということになりますよというのを聞いたときに、ああ、なるほどというすごい判断基準にもなりましたし。6番さんがおっしゃったように、ただそれは日本国内で通じることであって、中国に行ったらと。でももう一度日本で学びたいと思っても、来たらやっぱりそういうことをしちゃいけないというか、やったら刑は軽減されないということも聞いたので、いろいろ話をしてる中では本当に事実は事実なんですけれども、弁護士さんとかも裁判員の心情に訴えてくるとかというところはありますよね。そういう意味ではやっぱり表を見せていただいたことが、これがそんなふうになって、この事件は大体このあたりに入るのかなという判断基準になったので、すごくよかったです。

司会者

8番さんは量刑のグラフをどういう感じで受け止めたかという点はいかがですか。

8番

やはり初めてのことですので、一応表を見ながら弁護人の出されたことと検察官が出されたことと両方を照らし合わせて、更に被告人の方の発言の内容から考えながら、これぐらいでよろしいんじゃないかなと思いました。

司会者

やはり前提として量刑のグラフを参考にされたということですか。

8番

はい。やっぱり何も無い、もう本当の素人なので分かりませんよね。ですから、三角の頂点の量刑と、弁護士の方と検察庁の方との出されてるもの、それを3つにして考えるのにちょうどよかったです。

司会者

今頂点とおっしゃったのは一番数が多いところですね。

8番

そう。数が多いところとこうやって。

司会者

数が多いところが頂点で、だんだん両脇に低くなって行って、重いほう、軽いほうとなるわけですね。

8番

細かいことをいろいろ過去の例も教えていただきながらできたので、ちょうど私にとってはとてもいいと思いました。

司会者

量刑のデータが参考になったという御意見なんですが、むしろ量刑データは見ないほうがよかったんじゃないかというような、そういう考えを持たれた方はいらっしゃらないでしょうか。特にいらっしゃらないということですかね。

裁判員経験者一同

(うなづく)

司会者

量刑のデータですが、棒グラフのものがあったと思うんですが、もう一つその内容について、この事件はこういう内容ですみたいなものを書いてある、そんなに長くないですが、簡潔に書いてあったものがあったと思うんです。その事件の内容が書いてある表みたいなもの、それまでご覧になった方とご覧になってない方がいらっしゃるかと思うんですが。1番さん、3番さんはそれはご覧になりましたか。

3番

窃盗とか、そういうので窃盗の内容とかですか。

司会者

例えば何年になった事件がこういうような事案でどうこうという説明。それはご覧になってないんですね。

3 番

はい。

司会者

では、グラフだけですね。

3 番

グラフだけの、犯罪の窃盗だとか傷害致死とか殺人とかそれだけでした。

司会者

それで棒グラフを見ていったと。窃盗ならどうでというふうに見たということですか。

3 番

はい。

司会者

2 番さんもそうですか。

2 番

はい。

司会者

6 番さん、7 番さんはいかがですか。

6 番

その表までたくさん見ました。

司会者

事案の内容が説明してある表ですかね。

6 番

はい。実際に実刑になった事件だとどのぐらいのことをやっているか、従属的な関わりか主犯か、あとは先ほど言いましたけれども被害者が罪を重く

してほしいと言っているか軽くしてあげてくれと言っているかとか、示談金の内容とか、そういうことを全部比較しました。

司会者

7番さんも同じですね。

7番

はい。

司会者

8番さんもそういう事案の内容の表みたいなものもご覧になりましたか。

8番

そうですね。その表を評議室で見せていただいて説明していただいて、弁護人と検察官の差というのはこんなにあるのかなと、それを詰めていくというところちょっと言い方はおかしいかもしれませんが、両方のを詰めていきながらというので、大いに参考になったと思います。何もないですから。

司会者

いろいろな量刑の要素について、付箋にいろいろ自分の思うことを書いていって、その付箋をホワイトボードに貼りつけていって、全員の裁判員、裁判官の考え方がどういうふうになってるかというのをみんなで確認するというような方法もあるんですが。これをやるとみんなが考えてることを一斉に出すものですから、引きずられずに自分の意見を出すことができるというメリットがあるというふうに言われているんですが。その方法をとられた8番さんはいかがでしたか。

8番

私どものときには主婦の方、私も主婦は主婦でも一応職場である程度経験してからの主婦ですけど、完全な主婦の方ですとやはり自分の意見というのはなかなか言えませんね。そしてこうだと言われると、何となくそうかなと、お隣の方がそうおっしゃってましたので、と。一度にこうやるというのはと

てもよかったと思います。

司会者

またちょっと量刑データに話が戻りますが、量刑データをごらんになられて、もっとこういうふうになってたら使いやすいのに、と感じたようなところはありましたでしょうか。1番さんはいかがですか。

1番

特には、こういうふうにしたらというのは。

司会者

3番さんはいかがですか。

3番

今のところは特にはないです。

司会者

2番さんはいかがですか。

2番

余り詳しいデータがあると裁判が要らなくなっちゃうような。今はこういう時代ですから、それこそいろんなデータがばあっと入ると思うんですけど、そうするともう前例、前例でやっちゃうと、不必要になっちゃうのかなというのが。このやり方がね。だから、公平で民主的な裁判をやるためには、あの程度のデータで十分かなと思います。

司会者

6番さんはいかがですか。

6番

私は分かりやすかったと思ったんですが、パソコン世代じゃないちょっと上の年齢の方で、やはりモニターの画面に拒絶反応を示す方もいらしたみたいなので、もうちょっと色がきれいとか、そういう方々にも分かりやすくするといいかなと。裁判中の証拠を見るモニターに対してもちょっと拒絶反応

のある方とかはテレビのほうを見てらしたので、やはりそういう方にも分かりやすくするためには、もうちょっと何か一般的なものだといいいのかもしれないなとは思いました。

司会者

色とかですか。

6 番

そうです。

司会者

7 番さんはいかがですか。

7 番

私はよく分かっていいなと思いましたが、やっぱり色が、よく分からないけど、そういう見方がよく分からなくて、もうちょっとはっきり鮮明にしてくれみたいな方はいらっしゃるのかなと思いますけど。でも、私的にはすごくよく分かったので、判断材料にはなったので、すごくよかったと思います。

司会者

8 番さんはいかがでしょう。こういうところを改良したらどうかというようなことが何かありましたら。

8 番

私は何も言うことないです。

司会者

それでは、評議全体を通じて評議の進行が分かりやすかったかどうか、あるいは評議の進め方の順序がちょっと違うんじゃないかと、もっと違う順序で話をしていったほうがよかったんじゃないかと、何かそういう点があったかどうか。分かりやすかったら分かりやすかったでいいんですが、もしそうでなければ、何か方法を変えたほうがいいんじゃないかというところ

でお気付きになった点がありましたら。1番さんはいかがですか。

1番

私たちの場合はただ単に量刑をどうするのかということだけだったので、もちろん私たちは素人なので、分からないところを裁判官から前例とか考え方とかそういうことを聞きながら、どうしてこういう求刑があるのか、どうして弁護士側はこういうことを言うてくるのか、その中でどういう判決を出していくのか、一般的な考えとして、片一方こっちだけに気持ちだけで、これは変な言い方かもしれないですけど、感情的にはもっともっと重い刑をとるかもしれないけれども、この裁判には弁護士とかいろんな方々が参加して、弁護士さんは弁護士さんで一生懸命量刑を下げようと努力されている、いろんなことがあって裁判があるんだということをちょっと聞かされたので、一方的な感情だけで刑というのは決めるんじゃないんだなと。皆さんで話し合いながら決めていくんだなと、そういうことがすごく進め方としてよかったのかなと思いました。

司会者

3番さんはいかがでしょう。

3番

進め方なんですけど、裁判員に最初から興味がある人と興味がない人の温度差があると思うんですね。選ばれたから来なきゃいけないという人と、国民の義務だからきちっと対応しようという人と、机に座った瞬間から温度差があるなというのは感じました、裁判員の中でも。それで、意見を発表するときに、やはり日本人独特というか、評議をリードする人に持っていかれちゃうというような、まあいいかなという人もいるのかよく分からないんですけども、そういう雰囲気です手を挙げるという人も中にはきつといるんじゃないかなとも思ったんですけども。数日間皆でこういうふうに評議をしてるんですが、その数日の間に、個人個人席を立てて裁判官が一人一人、3分

でも5分でも、個人面談と言うんでしょうかね、そういう時間を設けてもいいんじゃないかなと思ったんです、裁判官と裁判員が。裁判長と裁判員の私たちが、ほかの裁判官でもよろしいですけど、一対一でお話しする時間があれば、周りの人に左右されずに自分の意見を率直に言えるんじゃないかと。1人3分でも5分でも。全員のいる中で言いたくても言えないというような方もいらっしゃると思うんですよね、場に慣れてないので。裁判長と、あと裁判官の方が2人いらっしゃったんですけども、一人一人5分なり、本当に数分でいいんですけども、何年が妥当だと思えますかとか、そういうようなことがあってもいいんじゃないかなと思いますね。数日間の拘束なので、そういう時間は設けられるんじゃないかなと思います。

司会者

一対一で裁判官が聞いて、それを裁判官が次にどうするかというところにまた問題があるかと思うんですが。それはどういうふうにしたらよろしいですか。

3番

そうですね。後がね。そうですね。

司会者

いずれにしても最終的には全員で議論をせざるを得ないですよね。だから、いかに意見を言いやすいような場にするかということでしょうかね。

3番

そうですね。

司会者

気兼ねなく意見を言えるような雰囲気にするとか。

3番

まあやはり本当に温度差ですけどね。

司会者

裁判員同士お互いにどういう考えを持ってるかということですね。

3 番

はい。

司会者

裁判員の方がほかの裁判員の方にどう思ってるんですかと聞くような、それはなかったでしょうかね。

3 番

いや、私たちのときは本当にほのぼのとして、最初は緊張してたんですけども、最後の後半になると皆さん打ち解けて、昼食も一緒にとりに行ったんですけども。それまでやっぱり打ち解ける間に自分の意見が言えないというもどかしさがありますよね。そういうところをどうにか改善していけばいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

司会者

なるべく早く打ち解けられる雰囲気づくりをするということでしょうかね。

3 番

それができたらいいと思うんですけども。

司会者

6 番さんはいかがでしょう。

6 番

最初に申し上げましたとおり登場人物がやたら多くて、その前と後にもいろいろ、前にこういうことがあってこうなりましたみたいな、反社会的な行為が繰り返されたことによって起きた事件でしたので分かりづらかったんですが、裁判の途中で部屋に戻るたびに裁判長から、私たちが今判断しなくちゃいけないのはこの件についてですとか、この件は起訴されていないので一応参考に聞くだけですとか、そういうお話が都度あったので、すごい複雑な話だったんですが、どこを見なくちゃいけないのか、何を見て判断しなくち

やいけないかということはずっと意識していましたので、評議に入ったときにさほど混乱せずに進められたかなと思いました。

司会者

評議の進め方自体について何かこういうところは変えたほうがいいんじゃないかとか、そういうようなところはありましたか。

6 番

先ほど3番の方が発言しやすい方とそうじゃない方というお話をされたんですが、私たちのときには裁判長がいろんな方に満遍なく普通に指名されて、聞き出し方も上手だったので、特にそのときに長く話せるかどうかというのは個人差があるんですけども、一応皆さん自分の意見を言えてたかなと思います。

司会者

では、特にこういうふうに変えたほうが良いというような特段のところはなかったということですか。

6 番

そうですね。

司会者

7番さんはいかがでしょう。

7 番

私も評議に関しては、裁判長のほうからこれに対してこういうふうな評議をしますということはちゃんと説明があったので評議はしやすかったですし、3番の方がおっしゃったように、本当に裁判員の中に温度差はすごくあったような気はします。

話もできましたし、裁判長のほうも休憩というのはお茶を飲んでください、お菓子を食べてくださいということではしていただきましたので、すごく進めていくということに関しては何の問題もなかったと思いますけど。私たちもこ

ういう制度ができて最初の緒についたという感じのときにせっかく来たんだから、やっぱり何となく体験するんじゃないかと色々なことを吸収したいなと。国がこういう制度をつかって、最初に当たっちゃった私たちは何をしたらいいんだろうという、明確でもないですけど、目的というか、そういうのをもっと自覚して対応していてもいいんじゃないかなというのは思いましたね。いろんなことがあって、こういう刑が確定するわけですから、やっぱり向こうの方がおっしゃったように一人殺して何でというのはあると思うんですよね。じゃ、殺してなかったら情状酌量でいいのかと。やっぱりやったことは事実なので、それに関してはきちんと私たちがそういう刑というか、判断をしなきゃいけないんじゃないかなというのはすごく思いました。

司会者

先ほど話しにくい人がいる場合に、話しやすい雰囲気づくりみたいな話もあったんですが。

7番

裁判の内容というか計画というか進め方に関しては全くよかったと思いました。本当に素人なので、どういうふうに行っていくのか分からない中で一生懸命進めてくださったので。

司会者

8番さんはいかがでしょう。

8番

まずは入って驚きましたのは席のとり方ですね。裁判長が前にいて、裁判官の方が間に入ってくださいだったので、ちょっと分からないこともアドバイスの的に裁判官がちょっと声を出してくださるとか、紙に自分の意見を書く。言えないけど意見を書くということは大体できますので、そういうことを貼って、それからまた評議に入ったということで、先ほど申しましたように私がもうちょっと若かったら、これを帰ってうちの行政マンに教えたいと強く

感じました。とてもよかったです。

司会者

それでは、評議の進め方などについて、検察官、弁護人のお立場から何か質問がありましたらここでどうぞ。

清野副部長

ちょっと質問なんですけれども。私は東京地方検察庁の公判部で副部長を
して清野と申します。先ほどの評議の中で、量刑に当たってやはり量刑
データが非常に大きなウエートを占めているということがよく分かりました。
そのほかにも非常に参考になる点が多く、今後また改善に生かしていきたい
と思うんですけれども。示される量刑データが1種類の方もあったようで
し、検索条件で言えば、幾つかの量刑データ、違うグラフを見ることもでき
たというお話でしたけれども、恐らく検索条件を絞り込めば絞り込むほどそ
の事件に類似した事件がヒットしてくるという反面、数がだんだん少なくな
って、ばらつきもまた大きくなるのではないかなと思われるんですが。今回、
事件を見ますと傷害致死が2件で強盗致傷が3件という形になっていまして、
傷害致死についても、割合と典型的であろうと思われる強盗致傷にしまし
ても、今回は外国人による犯罪であったり、あるいは帰り道の女性を襲うとい
う犯罪であったりと、割合と類型としては特徴的な類型が引き出されたと思
うんです。その中で、類型別の量刑データを見たときに、これは非常に今回
の犯行にヒットしてるということですのでこれを参考にされようと思うのか、
それともやはりより大きな強盗致傷という枠の中の分布を重視して、その中
でのより広いその罪名における分布を参考にされるのか、そのあたり差し支
えない範囲で教えていただけるとありがたいなと思います。

司会者

事件としてはどういたしましょうか。強盗致傷と傷害致死でも大分違いま
すが、どちらで聞かれますか。

清野副部長

では、強盗致傷を扱った方で、例えば外国人ということの絞り込みにどのぐらいの意味があるのかというのは、ちょっとこれまた1つ、外国人だから重くするとか軽くするという話ではないと思うんですけど、とりあえずやはり外国人ということで参考にされるのかどうか。例えば今回の場合、6番さん、7番さんの方は非常に多くの犯行関係者がいたと、共犯者がいたと、こういうことですがけれども、共犯者が多いということで、例えば5人以上の共犯者という一般的なには犯行がやりやすくなるということで悪質性というものも出てくるとは思うんですけども、その反面、やはり行為類型、行為責任という形ですと、その犯罪によって負った傷害の重さですとか、あるいは奪った金員の額とかですね、そういうところを重視すべきという考えも恐らく他方にあると思うんです。そういう意味で、絞り込んだことによって、より適切な量刑が得られるのかどうか。絞り込んで、これはその量刑を決める上で参考になったというふうに思われたのか。それとも、やはり強盗致傷全体の枠というか、そちらのほうが参考になるのかですね。そのあたり率直な御感想をお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

司会者

では、6番さんお願いします。

6番

未成年、あと従属的、その中で留学生の犯行というのは、データとしてはチェックはしましたけれども、その事件の内容が主犯的な内容が多かったので、一応参考にする程度に見るという程度にとどまりました。ですので、あとは先ほども申し上げましたが、示談が成立しているか、あとは被害者が被告人に対してどういうことを望んでいるか、あとは示談金の内容などについて参考にした程度です。

司会者

強盗致傷はあと8番さんですが。8番さん、事例を量刑のデータで見たときに絞ったり絞らなかったりというのも行い、いろいろ検索をかけておりますけれども。

8番

やはり弁護士さんと検察官との希望が出てますよね。違いますよね、両方が。違う中でどうやっていくかということに関して、うちはグラフがありまして、その中でこの場合にはこういう感じとか、細かいことも教えていただけたので、参考にして。やはり弁護人さんと検察官側さんの出すのは違い、これだけ差があるなということ、その差をどうやって埋めていこうか、それに随分参考にさせていただきました。

司会者

よろしいでしょうか。

清野副部長

ありがとうございました。

司会者

どうぞ。

横田副部長

今の清野副部長の質問にもちょっと重なるんですけれども、検察官の論告で、最後の意見ですけれども、求刑の前に同じような事案の中でも重いほうとかですね、同じような事案の中でも、まあ下限ぎりぎりじゃありませんとか、そういう言い方をするようにしております、皆さん方、基本的には重い事案が多くて、同種事案の中でも重い事案ですと言ってる例が多いようなんですが、その部分は頭に残りましたでしょうか。特に検察官がそれを言っていたということ自体は。

8番

はい。

横田副部長

求刑の根拠ということで伺ったときに余り何が求刑の根拠だったかがインパクトを持って検察官がお伝えすることができなかつたかなと今ちょっと思ったんですが、その部分はいかがでしょうか。

司会者

1番さんはいかがですか。

1番

そうですね。さっきから言ってるように刑の刑期だけを聞くとちょっと軽く思っちゃうんですけど、そういう重いんですと言われたことに関しては当然だなという受け止め方をどうしてもしてしまうので。やっぱり被害者の遺族の方がいらしたので、その人たちに対しても言っていたいてよかったんじゃないかなと思いました。

横田副部長

重い事案が多かったので、あんまり。実際は下限ぎりぎりではありませんみたいな言い方をする場合もあるんですけども。重いと思われるのは当然かもしれませんね。

司会者

よろしいですかね。

横田副部長

はい。

司会者

どうぞ。

牧野弁護人

第二東京弁護士会の牧野です。裁判員制度にいろいろ関わっていて、特に1番さんと3番さんが扱った事件のコメントで大変面白いと思って、聞き間違いかどうかも含めて再度確認したいんですが、まず人が一人死んでるとい

うことでもっと重いと思ってたのに、求刑が余りに軽いのでびっくりして、それで量刑データベースを見せてもらって、マックスが8年だということで裁判官からも説明を受けたと。そのマックスを超えても別にこだわる必要はないんだという説明も裁判所はいつもされているようなので、だけどそれを超えるには抵抗があった。これは分かるんですね。でも、8年をマックスにしてもある幅がある中で、その8年を超えるのは抵抗あるとしても、ある幅の中でどのぐらいにするかについて、さっき僕のメモだと3番さんは量刑については裁判長が手書きして提示されたまま従ったというふうな発言があったんですが、これは僕の聞き間違いでしょうか。

司会者

ホワイトボードに何か書いてたんでしたね。

ホワイトボードに書かれたのは、どのような内容のものでしょうかね。

3番

あくまでも統計なんですけどと、こういう犯罪をした人はこういう何年が科せられますというような感じだったと思います。コンピューターを出してきて、それを拡大したという形ですかね。

司会者

なるほど。データベースの結果をそこにメモ的にというか、まとめて書いてたんですかね。

3番

はい、簡潔に。

牧野弁護人

結論を裁判長がこのぐらいですよと言ってそれに従ったというのは聞き間違いで、そうではなくて、この種の刑では大体こうでこうなってますという量刑分布の説明をしてくださったと。

3番

そうです。

牧野弁護人

分かりました。ありがとうございました。

司会者

ほかはよろしいでしょうか。そうしましたら、報道関係の記者の方から質問がありましたら受け付けますので、どうぞ何かありましたら。はい、どうぞ。

A社甲記者

皆さんに、それぞれ短くていいんですけど、お伺いしたいんですが、一番最初に裁判員を経験されて皆さん一様によい体験をしたということをおっしゃって、特に8番さんなんかはもし若かったらもっといろんなところに役立てられるのというふうにおっしゃってましたけれども、裁判員を経験して以降に、自分の例えば取り組みの中で、例えばですけど、保護司の活動に興味を持ったとか、少年の再犯について少しボランティアしてみようとか、ヘルパーをやってみようでも何でもいいんですけど、そういう少し一歩踏み出すような具体的な活動を、この裁判員を経て自分がちょっと変わって、こんなことを、仕事の中でもボランティアとか趣味の範囲でも何か変わった点、変えられた点とかあったら伺えればなと思うんですけど。

司会者

いかがでしょうか。どなたか裁判員を経験をされた後こういうようなことを。

8番

今回私がこれを体験させていただいて、求刑の後に被告人の方が、刑期を終えて出てきたら一応住み込みで仕事を探す、もしなかったら生活保護をもらいます、とおっしゃったんです。それがすごく引っかかりましてね。と申しますのは、実は私は23区外から来てるんですけど、私よりかも上の年代

の人が、もう体が傷ついていますよね。そういう方が、自分が息をしてる間はお上の世話にならないように少しでも働いて自分の食い扶持はという方が多いんですよ。でも、この被告人は五体満足で体格もいいんですよ。何で生活保護って。今まで私どもから上の年代は一生懸命身を粉にして働いた時代ですよ。今体を弱くしてもなお、お上の世話にならないように何とかやらなければという、そういう方がたくさんいます。その方に言いました。もう無理をするなど。若いとき働いたんだから遠慮なく生活保護を申請しなさい、ということを始めました。

2番

私は、これが後押しということで保護司を引き受けてみました。

司会者

ほかに記者の方から質問ありますでしょうか。

B社乙記者

守秘義務が皆さん課せられていると思うんですけども、皆さん御家族がいらっしゃったりとか、あと精神的にいろいろな負担を抱えて裁判を終えられてということになると思うんですが、そういった場合にどのように、言いたいことも言えないとか、そういうことを対処されていたのかとか、若しくは何か違う方法を皆さんで編み出されたとか、そういった部分、差し支えない範囲でお聞きできればと思うんですけど。

司会者

1番さん、いかがでしょうか。

1番

私もすごく守秘義務のことを、皆さんそうだと思うんですけど、心配して、それはすごく負担になっていたんですけども、最初に裁判長のほうから守秘義務というのは評議室の中での話だけなので、裁判自体は公開だし、裁判員になったことも皆さんにお話ししていいし裁判のことも言ってもいい、ただ

評議に関する内容だけは皆さんの安全もあるので言わないでくださいということをお聞きして、すごく気が楽になったし、やっぱり結構重いことだったので、自分一人の中でためとくのはちょっと苦しいじゃないですか。だからやっぱり家族にも、評議のことは言いませんけど、事件の内容とかそういうことに関しては話のできたので、すごく楽になったかなというのはあります。

司会者

2番さんはいかがでしょう。

2番

私も会社のメンバーには裁判員になったということは公表して、けどみんな承知してますね、守秘義務だから聞いてもだめですよということ。誰からも質問はないですね。ちょっとうれしかったのは、大きな事件があるところが出ますよね。入り口のところとか。無罪とか持ってくる。ある大きな事件で私が担当していただいた裁判長がテレビに出てて、新聞にも名前が出てて、この人なんだよと家族に言いました。

司会者

3番さんはいかがですか。

3番

1番さんと同じなんですけれども、守秘義務の線引きが欲しいと思いました。どこからどこまで言っていないかが分からないので、あらかじめ裁判員ガイドというものに守秘義務の概要はこんなものですよというものがあれば楽かなと思います。でも、周りの人たちは、守秘義務よね、守秘義務よねと言いながら聞いてきます。

司会者

周りが気を使ってくれるわけですね。

3番

はい、かなり気を使ってくれました。

司会者

6 番さんはいかがですか。

6 番

私の場合は職場の人間が意外と無関心で誰も何も聞かず、聞いてほしいぐらいなんですけど今でも誰も何も聞いてこなくて。ただ、やっぱり非日常的な生活、事件の概要以外でも、ここにいること自体が非日常的な生活で、それなりにストレスがかなりひどくて、1か月以上やっぱり夢でうなされたりとか、そういう現象は続きました。別に残酷な画像を見たわけではないんですが、余りにも自分が体験したことのないことも多かったのです。職場の人間の理解も特に得られず協力もなくて苦しんでいたときに、アプリで知り合った名前も知らない友達が、実は私は裁判所に勤めていたんだけれども、今も勤めているんだけれども、協力してくれてどうもありがとうという言葉があったので、それがすごく励みになりました。

司会者

7 番さんはどうですか。

7 番

私は会社の中で初めてだったので、こういうことになりましたと伝えたときに役職のほうがちよっと慌てふためいて、えっ、それは大変ですねみたいになって、いえ、別に、守秘義務ですと一言言ったら、分かりましたということ。あと、娘のほうは、怖いと言いまして。お母さん気を付けて、夜道は一人で歩かないでとか、ええ、どうしようとかと言ってたんですけど、私以上に家族のほうは心配してくれて。全然そういう身に危害の加えられるような話じゃないからと言ったんですけど、でもやっぱり、どこで誰が何を聞いてるか分からないから気を付けて、気を付けてとずっと言われました。何か娘にはちよっと申し訳なかったなと思ったんですけど。私のほうはいい経験させていただいたということ。

司会者

気を付けてと言われると何か不安になるとかそういうふうなことも。

7 番

別に気を付けるようなこともないと思っているので、全然大丈夫だよと言ったんですけど、でもやっぱり心配してくれてありがたかったなというのはありましたけど。

司会者

8 番さんはいかがでしょう。

8 番

私もいい経験をさせていただきました。そしてまずですね、終わって帰る前、裁判長から、ここからこれは話していいと、ここからこれはだめですよという守秘義務のところといいところとちゃんと全員にちゃんと区別をつけて話をしてくださいました。私は、田舎という言い方はあれですけど、自分の町に帰りましたときに、私は結構有名人なもんですからもうみんな知っているんですね。どうだったかって。私は自分の身銭を払ってでも体験してきなさいと皆さんにPRしてます。

司会者

紙を配って、紙に話していいことと話してはいけないことを分けて書いたものをお渡ししている。

8 番

家に貼ってあります。

司会者

そろそろ時間ですが、記者の方から何かほかに質問がありましたら。いかがですか。特によろしいですか。

では、この意見交換会は終わりにさせていただきたいと思います。本日は貴重な御意見、御感想のお話をいただきました。今後の運用の改善の参考に

させていただきます。本当にありがとうございました。

以 上